

平成16年(勸)第16号

審 決

大分県日田市大字庄手647番地

グリーングループ株式会社

同代表者 代表取締役 石 井 嘉 時

公正取引委員会は、平成16年5月21日、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第48条第1項の規定に基づき勧告を行ったところ、上記の者がこれを応諾したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり当該勧告と同趣旨の審決をする。

主 文

- 1 グリーングループ株式会社は、「日田天領水」の商標を付したミネラルウォーター類の販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に対し、同社の定めた希望小売価格を下回らない価格で販売するようにさせている行為を取りやめなければならない。
- 2 グリーングループ株式会社は、次の事項を取引先卸売業者及び取引先小売業者に対し通知するとともに、一般消費者に周知しなければならない。この通知及び周知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 前項に基づいて採った措置
 - (2) 今後、前項の行為と同様の行為を行わない旨
- 3 グリーングループ株式会社は、今後、前記ミネラルウォーター類の販売に関し、第1項の行為と同様の行為により、小売業者の販売価格を制限してはならない。
- 4 グリーングループ株式会社は、前3項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

事 実

当委員会が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 (1) グリーングループ株式会社(以下「グリーングループ」という。)は、肩書地に本店を置き、ミネラルウォーター類の製造販売業を営む者である。

グリーングループは、中ノ島開発有限会社が平成13年1月15日にグリー

ングループ有限会社に商号を変更し、平成14年8月1日に組織を変更したものである。

- (2) グリーングループは、「日田天領水」の商標を付したミネラルウォーター類（以下「日田天領水」という。）を、通信販売等の方法により直接一般消費者に販売するほか、自ら又は卸売業者を通じて小売業者に販売している。

日田天領水には、20リットル入りケース、10リットル入りケース、2リットル入りペットボトル及び500ミリリットル入りペットボトルの4種類がある。

- (3) グリーングループは、日田天領水について、種類別及び地区別に一般消費者向け価格を定めており、これを通信販売等の方法により自らが直接一般消費者に販売する場合の価格とするとともに、希望小売価格（地区別小売価格、標準小売価格等とも称されている。以下「希望小売価格」と総称する。）としている。

- (4) 日田天領水は、平成14年以降、テレビ番組、新聞、雑誌、インターネット等で取り上げられるようになり、これとともに、西日本を中心に、一般消費者の間で急速に人気が高まってきている。このため、一般消費者の中には、日田天領水を指名して購入したり、継続して購入する者もあり、食品類又は酒類を販売する小売業者の中には、日田天領水の取扱いを望む者が少なくない。

- 2 (1) グリーングループは、日田天領水について、その発売当初においては、主として、直接一般消費者に販売するほか、希望小売価格を下回る価格で販売することの少ない小規模の小売業者向けを中心に販売してきたところ、前記1(4)のとおり、平成14年以降、日田天領水の人気は急速に高まってきたことから、生産能力の拡大、営業体制の整備及びペットボトル入り商品の開発を行うとともに、卸売業者向けの販売を拡大するなど販売ルートの拡大を図ることとした。しかし、グリーングループは、販売ルートの拡大により、希望小売価格を下回る価格で日田天領水を販売する小売業者が現れ、それまで希望小売価格どおりの価格で販売していた小売業者の販売量に影響が出ることを懸念して、日田天領水について、遅くとも平成14年11月以降(500ミリリットル入りペットボトルについては、その販売を開始した平成15年7月以降)、日田天領水の小売価格を維持するとの方針の下に、小売業者及び卸売業者との取引開始時又はその後の商談において、小売業者に対しては、希望小売価格で日田天領水を販売するよう要請し、また、卸売業者に対しては、同卸売業者の取引先小売

業者に希望小売価格で日田天領水を販売させるよう要請し、当該要請に異議を唱えない小売業者及び卸売業者とのみ取引を行っている。

- (2) グリーングループは、販売ルートの拡大に伴い、平成15年ころから、一部の小売業者が希望小売価格を下回る価格で日田天領水を販売する事例が見られるようになったことから、卸売業者及び小売業者に対し、他の小売業者が希望小売価格を下回る価格で日田天領水を販売しているとの情報があればグリーングループに連絡するよう依頼するとともに、その情報に接した場合には、当該小売業者に対し希望小売価格を下回らない価格で販売するよう直接指導を行い、また、当該小売業者向けに販売している取引先卸売業者を指導して当該小売業者に希望小売価格を下回らない価格で日田天領水を販売するように指導を行わせ、当該小売業者の販売価格を希望小売価格を下回らない価格に改めさせている。

グリーングループが小売業者の販売価格を希望小売価格を下回らない価格に改めさせた行為を例示すると、次のとおりである。

ア 平成15年7月ころ、愛知県に本店を置く小売業者が日田天領水の20リットル入りケース、10リットル入りケース及び2リットル入りペットボトルを希望小売価格を下回る価格で販売する旨の広告を当該地域の月刊情報誌に掲載しているとの情報が寄せられたため、グリーングループは、同年8月ころ、同小売業者に対し、同製品の販売価格を希望小売価格どおりの価格に改めるよう指導を行い、同小売業者の同製品の販売価格を希望小売価格どおりの価格に改めさせた。これに伴い、同小売業者は、同製品を希望小売価格を下回る価格で販売する旨の広告を行ったことについて、グリーングループに対し、謝罪文書を提出した。

イ 平成15年7月ころ、兵庫県に本店を置く量販店の同県内の店舗が日田天領水の2リットル入りペットボトルを希望小売価格を下回る価格で販売しているとの情報が寄せられたため、グリーングループは、卸売業者に対し同店舗の同製品の販売価格を希望小売価格どおりの価格に改めさせるよう指導を行い、同店舗の同製品の販売価格を希望小売価格どおりの価格に改めさせた。

ウ 平成15年10月ころ、愛知県に本店を置く量販店の同県内の店舗が日田天領水の2リットル入りペットボトルを希望小売価格を下回る価格で販売しているとの情報が寄せられたため、グリーングループは、一次卸売業者に対し、二次卸売業者をして同量販店に対し同店舗における同製品の販売価格を

希望小売価格どおりの価格に改めさせるよう指導を行った。これにより、一次卸売業者は二次卸売業者に、二次卸売業者は同量販店にそれぞれ指導を行い、同店舗の同製品の販売価格を希望小売価格どおりの価格に改めさせた。

エ 平成15年10月ころ、東京都に本店を置くディスカウントストアの愛知県内の店舗が日田天領水の2リットル入りペットボトル及び500ミリリットル入りペットボトルを希望小売価格を下回る価格で販売しているとの情報が寄せられたため、グリーングループは、一次卸売業者に対し、二次卸売業者をして同ディスカウントストアに対し同店舗における同製品の販売価格を希望小売価格どおりの価格に改めさせるよう指導を行った。これにより、一次卸売業者は二次卸売業者に、二次卸売業者は同ディスカウントストアにそれぞれ指導を行い、同店舗の同製品の販売価格を希望小売価格どおりの価格に改めさせた。

オ 平成15年12月ころ、埼玉県に本店を置く小売業者の東京都内の店舗が日田天領水の2リットル入りペットボトルを希望小売価格を下回る価格で販売しているとの情報が寄せられたため、グリーングループは、平成16年1月ころ、同小売業者に対して、同店舗における同製品の販売価格を希望小売価格を下回らない価格に改めるよう指導を行い、同店舗の同製品の販売価格を希望小売価格を下回らない価格に改めさせた。

カ 平成15年12月ころ、千葉県に本店を置く量販店が主要店舗を対象とする催事において日田天領水の2リットル入りペットボトルを希望小売価格を下回る価格で販売しようとしていたため、グリーングループは、同月から平成16年1月にかけて、卸売業者に対し同店舗の同製品の販売価格を希望小売価格どおりの価格に改めさせるよう再三にわたり指導を行うとともに、これを改めない場合には出荷停止することを示唆し、また、同量販店に対しても同店舗の同製品の販売価格を希望小売価格どおりの価格に改めるよう直接指導を行って、同店舗の同製品の販売価格を希望小売価格どおりの価格に改めさせた。これに伴い、同量販店は、同製品の販売価格について、当初、チラシ広告、値札等に希望小売価格を下回る価格を表示することを予定していたにもかかわらず、これを希望小売価格どおりの価格に修正した。

(3) 卸売業者及び小売業者は、おおむね、グリーングループによる前記2(1)の要請又は前記2(2)の指導を受け入れ、日田天領水の供給を受けている。

3 グリーングループの前記2の行為により、小売業者は、おおむね、希望小売価

格を下回らない価格で日田天領水を販売している。

法 令 の 適 用

上記の事実に法令を適用した結果は、次のとおりである。

グリーングループは、正当な理由がないのに、小売業者に対し、グリーングループの定めた希望小売価格を維持させる条件を付けて日田天領水を供給しているものであり、これは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第12項第1号に該当し、また、正当な理由がないのに、取引先卸売業者に対し、同卸売業者をして小売業者にグリーングループの定めた希望小売価格を維持させる条件を付けて日田天領水を供給しているものであり、これは、同項第2号に該当し、いずれも独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり審決する。

平成16年6月14日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 小 林 惇

委員 柴 田 愛 子

委員 三 谷 紘

委員 山 田 昭 雄